



長野県訓令第13号

本庁内部部局  
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正します。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の27の項の次に次のように加える。

28	飯田建設事務所リニア整備推進事務所次長	飯田建設事務所リニア整備推進事務所用地課長	—
----	---------------------	-----------------------	---

本則の1の表の28の項中「28」を「29」に改め、同表の29の項中「29」を「30」に改める。

人事課

長野県訓令第14号

本庁内部部局  
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成27年4月27日

長野県知事 阿部 守一

第2条第3号中「及び職員キャリア開発センター」を「職員キャリア開発センター及びリニア整備推進局」に改め、同条第4号及び第7号中「の長」を「の長（リニア整備推進局にあっては、次長）」に改める。

別表第3の1の企画振興部の項中

「交通政策課  
交通政策課リニア推進振興室」を「交交」に改める。

「交通政策課」を「交」に改め、同

1の建設部の項中

「施設課」を「施」に改める。

「施設課  
リニア整備推進局」を「施リ局」に改め、同

表の2中

「土尻川砂防事務所」を「土」に改める。

「土尻川砂防事務所  
リニア整備推進事務所」を「土  
り事」に改める。

情報公開・法務課